

### (別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年9月8日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1) 住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転	健康福祉部 保健予防課	移転先 8 削除	事後	重要な変更には該当しない項目
令和5年9月8日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先 10	地域支えあい推進部 すこやか福祉センター	移転先 10 削除	事後	重要な変更には該当しない項目
令和5年9月8日	別紙2 番号法第19条第7号別表第2に定める事務	別紙2 番号法第19条第7号別表第2に定める事務 NO. 12	別紙2 番号法第19条第8号別表第2に定める事務 NO. 12 削除	事後	重要な変更には該当しない項目
令和5年9月8日	別紙2 番号法第19条第7号別表第2に定める事務	—	【番号照会者】都道府県知事又は保健所を設置する市の長 【事務】感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 【特定個人情報】住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	重要な変更には該当しない項目
令和5年9月8日	別紙2 番号法第19条第7号別表第2に定める事務	独立行政法人医薬品医療機器総合地方公共団体情報システム機構	独立行政法人医薬品医療機器総合機構	事後	重要な変更には該当しない項目

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年9月8日	別紙2 番号法第19条第7号別表第2に定める事務	独立行政法人日本学生支援地方公共団体情報システム機構	独立行政法人日本学生支援機構	事後	重要な変更該当しない項目
令和5年9月8日	別紙2 番号法第19条第7号別表第2に定める事務	—	【番号照会】厚生労働大臣 【事務】 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 【特定個人情報】 住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	重要な変更該当しない項目
令和5年9月8日	別紙2 番号法第19条第7号別表第2に定める事務	—	番号再採番	事後	重要な変更該当しない項目
令和5年9月8日	II 特定個人情報ファイルの概要 (2) 本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1	富士通株式会社	富士通 J a p a n 株式会社	事後	重要な変更該当しない項目

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年9月8日	1 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム 2 ②システムの機能 3. 個人番号カードを利用した転入（特例転入）	転入の届出を受け付けた際に、あわせて個人番号カードが提示された場合、当該個人番号カードを用いて転入処理を行う。	個人番号カードの交付を受けている者等の転入が予定されている場合に、転出証明書情報をCS通じて受け取り、その者に係る転入の届出を受け付けた際に、個人番号カードが提示された場合、当該個人番号カードを用いて転入処理を行う。（一定期間経過後も転入の届出が行われない場合は、受け取った転出証明書情報を消去す	事後	重要な変更には該当しない項目
令和5年9月8日	1 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム 2 ②システムの機能	(略) 3. 個人番号カードを利用した転入（特例転入） : 転入の届出を受け付けた際に、あわせて個人番号カードが提示された場合、当該個人番号カードを用いて転入処理を行う。 (略)	(略) 3. 個人番号カードを利用した転入（特例転入） 個人番号カードの交付を受けている者等の転入が予定される場合に、転出証明書情報をCSを通じて受け取り、その者に係る転入の届出を受け付けた際に、個人番号カードを用いて転入処理を行う（一定期間経過後も転入の届出が行われない場合は、受け取った転出証	事後	法令改正に伴う変更
令和5年9月8日	(別添 1) 事務の内容 (2)	(図中) 3-①特例転入（住民→担当課） 3-②送信依頼（統合端末→市町村CS→他市町村） 3-③送信（他市町村→市町村CS）"	(図中) 3-①送信（他市町村→市町村CS） 3-②送信（市町村CS→既存住基システム） 3-③特例転入（住民→担当課）"	事後	法令改正に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年9月8日	(別添1) 事務の内容 (2) (備考)	<p>3. 個人番号カードを利用した転入 (特例転入)</p> <p>3-①.転入手続を行う住民から提示された個人番号カードを利用して本人確認(「2. 本人確認」を参照)を行う。</p> <p>3-②.統合端末から、市町村CSを經由して転出地市町村に対し転出証明書情報の送信依頼を行う(※特定個人情報を含まない)。</p> <p>3-③.市町村CSにおいて転出地市町村より転出証明書情報を受信する。</p> <p>3-④.既存住基システムにおいて、市町村CSから転出証明書情報を受信し、転入処理を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>3. 個人番号カードを利用した転入 (特例転入)</p> <p>3-①.市町村CSにおいて転出地市町村より転出証明書情報を受信する。</p> <p>3-②.既存住基システムにおいて、市町村CSから転出証明書情報を受信する。</p> <p>3-③.転入手続を行う住民から提示された個人番号カードを利用して本人確認(「2. 本人確認」を参照)を行う。</p> <p>※転出証明書情報に記載の転出の予定年月日から30日後までに転入手続が行われない場合には、当該転出証明書情報を消去する。</p> <p>※3-③の転入手続時に転出証明書情報を受信していない場合又は消去している場合には、統合端末から、市町村CSを經由して転出地</p>	事後	法令改正に伴う変更
令和5年9月8日	(別添1) 事務の内容 (2) (備考)	<p>(略)</p> <p>統合端末において入力された4情報 (以下省略)</p>	<p>(略)</p> <p>統合端末において入力された住民票コード、個人番号又は4情報 (以下省略)</p>	事後	重要な変更には該当しない項目
令和5年9月8日	(別添1) 事務の内容 (2) (備考)	<p>7. 送付先情報通知</p> <p>個人番号の通知に係る事務の委任先である機構において、住民に対して番号通知書類(通知カード、個人番号カード交付申請書(以下「交付申請書」という。))等)を送付するため、既存住基システムから当該市町村の住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、当該情報を、機構が設置・管理する</p>	<p>7. 送付先情報通知</p> <p>機構において、住民に対して番号通知書類(個人番号通知書、個人番号カード交付申請書(以下「交付申請書」という。))等)を送付するため、既存住基システムから当該市町村の住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、当該情報を、機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに通知す</p>	事後	重要な変更には該当しない項目

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年9月8日	1 基本情報 システム 3 システムの機能	2. 証明書交付センターとの通信 コンビニ交付システムインターフェースを備えた電文応答機能を備えた証明書交付センターと通信する。	2. 証明書交付センターとの通信 コンビニ交付システムインターフェース及び電文応答機能を備えた証明書交付センターと通信する。	事後	重要な変更には該当しない項目
令和5年9月8日	II 特定個人情報ファイルの概要 4 委託 ⑥委託先名	株式会社日立システムズ 富士ゼロックスシステムサービス株式会社	富士フィルムシステムサービス株式会社	事後	重要な変更には該当しない項目
令和5年9月8日	II 特定個人情報ファイルの概要 特定個人情報の保管・消去	コンビニ情報データベースに記録された特定個人情報のうち、削除されたデータを年に2回、整合性確認時にシステムにて判別し消去する。	コンビニ情報データベースに記録された特定個人情報のうち、保存年限に従いデータを年に1回、システムにて判別し消去する。	事後	重要な変更には該当しない項目
令和5年9月8日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3 特定個人情報の使用	・執務室内に監視カメラを設置し、所属長が所管の映像の確認を行っている。	削除	事後	重要な変更には該当しない項目
令和5年9月8日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	・保管期間の過ぎた特定個人情報を、整合性確認時にシステムにて判別し消去	・保管期間の過ぎた特定個人情報を、システムにて判別し消去	事後	重要な変更には該当しない項目
令和5年9月8日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7 特定個人情報ファイルの保管・消去	死亡による削除データ受信後直近の整合性確認時にシステムにて判別しデータを削除	死亡による削除データ受信後、システムにて判別しデータを削除	事後	重要な変更には該当しない項目

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年9月8日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7 特定個人情報ファイルの保管・消去 ⑩ 死者の個人番号	・ 削除されたデータについて、年に2回整合性確認時に抹消処理を実行し、物理抹消されていることを確認する。	・ 削除されたデータについて、年に1回抹消処理を実行し、物理抹消されていることを確認する。	事後	重要な変更には該当しない項目
令和5年9月8日	VI 評価実施手続 1 基礎項目評価 ① 実施日	平成26年11月17日	平成30年11月22日	事後	重要な変更には該当しない項目



変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明

